

★ 広島県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四十七号）（警察本部）

一 改正の要旨

広島県警察関係手数料条例の一部改正に伴い、新設された手数料の徴収方法について必要な事項を定めた。

二 施行期日

平成二十一年六月一日